

「医療法人ひらぎし在宅クリニックケアプランセンター」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。

当事業所はご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

☆居宅介護支援とは

契約者が居宅での介護サービスやその他の保健医療サービス、福祉サービスを適切に利用することができるよう、次のサービスを実施します。

- ご契約者の心身の状況やご契約者とそのご家族等の希望をおうかがいして、「居宅サービス計画（ケアプラン）」を作成します。
- ご契約者の居宅サービス計画に基づくサービス等の提供が確保されるよう、ご契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- 必要に応じて、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◇◆目次◆◇

1. 事業者	2
2. 事業所の概要	2
3. 事業実施地域及び営業時間	2
4. 職員の体制	2
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金	2
6. サービスの利用に関する留意事項	6
7. 事故・問題発生時の対応	6
8. 苦情の受付について	6

1. 事業者

- (1) 法人名 医療法人ひらぎし在宅クリニック
(2) 法人所在地 札幌市豊平区平岸3条4丁目2-9
(3) 電話番号
(4) 代表者氏名
(5) 設立年月 平成23年3月1日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定居宅介護支援事業所
(2) 事業所の名称 医療法人ひらぎし在宅クリニック ケアプランセンター
平成30年4月1日指定 北海道0170513071号
(3) 事業所の所在地 札幌市豊平区平岸3条4丁目2-9
(4) 電話番号
(5) 事業所長（管理者）氏名
(6) 開設年月 平成30年4月1日

3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 札幌市全域
(2) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日(祝祭日及び年末年始12月30日～1月3日を除く)
受付時間	月～金 9時00～17時00分
サービス提供時間帯	月～金 9時00～17時00分

※但し、相談対応等電話によるお問い合わせは24時間連絡体制が可能な体制です。（年中無休）

管理者 携帯番号

4. 職員の体制

当事業所では、ご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

＜主な職員の配置状況＞※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

（管理者は介護支援専門員と兼務）

職種	人数	常勤	非常勤	介護支援専門員の資格
1. 管理者（主任介護支援専門員）	1名	1名	0名	有
2. 介護支援専門員 (主任介護支援専門員・介護支援専門員)	3名	3名	0名	有

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、居宅介護支援として次のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、通常の場合、利用料金は介護保険から給付されますので、ご契約者の利用料負担はありません。

(1) サービスの内容と利用料金（契約書第3～6条、第8条参照）*

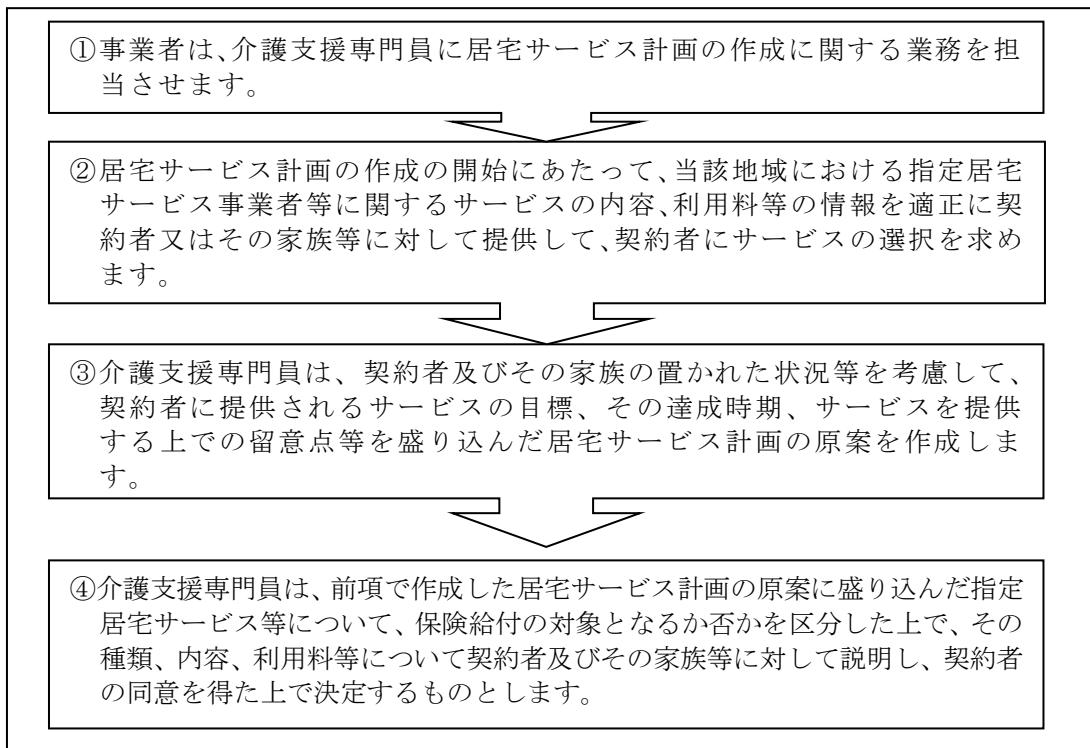
＜サービスの内容＞

① 居宅サービス計画の作成

ご契約者のご家庭を訪問して、ご契約者の心身の状況、置かれている環境等を把握したうえで、居宅介護サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービス（以下「指定居宅サービス等」という。）が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、居宅サービス計画を作成します。

また、居宅サービス計画の作成にあたって利用者から介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることがや、居宅サービス計画原案に位置づけた指定居宅サービス事業者等の選定理由を求めることが可能であり、十分な説明を行います。（運営基準条例7条第2項）

＜居宅サービス計画の作成の流れ＞



②居宅サービス計画作成後の便宜の供与

- ・ご契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- ・居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ・ご契約者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。

③居宅サービス計画の変更

ご契約者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

④介護保険施設への紹介

ご契約者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

⑤定期的な研修の実施

当事業所は定期的な研修や他の居宅支援事業所との勉強会に参加し、職員の資質向上されるよう取り組んでまいります。

又、ヤングケアラー、障がい者、生活困窮者、難病患者等の他制度に関する事例検討会や研修会に参加できるよう取り組んでまいります。

⑥ 各委員会の設置

- (1) 虐待防止検討委員会の設置 事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために次に掲げる通り必要な措置を講じます。又、介護支援専門員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修などを実施しています。
- (2) 感染対策委員会の設置 日々の感染予防・対策が講じるために感染対策委員会を設置し、啓発・普及が実施していきます。

<サービス利用料金>

居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、ご契約者の自己負担はありません。

但し、ご契約者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、下記のサービス利用料金の全額をいつたんお支払い下さい。

件数区分	要介護区分	要介護 1、2	要介護 3～5
介護支援専門員が1人に当たりの利用者の数が45人未満の場合	11.088円	14.406円	
介護支援専門員が1人に当たりの利用者の数が45人以上60人未満の場合	5.554円	7.187円	
介護支援専門員が1人に当たりの利用者の数が60人以上の場合	3.328円	4.308円	

※当事業所は特定事業所加算Ⅲを算定しており、1ヵ月につき3,297円加算されます。

<加 算>

- ・初回加算 3,063 円

自宅で暮らしている方が新規に居宅サービス計画書を作成した場合、介護状態が 2 段階以上の変更があった場合、要支援から要介護になった場合。

- ・入院時情報連携加算 I 2,552 円

介護支援専門員が退院又は退所に当たって、病院や診療所等に利用者様に関する必要な情報の提供した場合。（入院当日中）

- ・入院時情報連携加算 II 2,042 円

介護支援専門員が退院又は退所に当たって、病院や診療所等に利用者様に関する必要な情報の提供した場合。（入院後 3 日以内）

- ・退院・退所加算 （入院期間中、月 3 回まで）

1 回目 カンファレンス参加 無 4,594 円 カンファレンス参加 有 6,126 円

2 回目 カンファレンス参加 無 6,126 円 カンファレンス参加 有 7,657 円

3 回目 カンファレンス参加 有 9,189 円

退院又は退所に当たって、居宅サービス又は地域密着サービスを利用する場合において、病院、診療所、地域密着介護老人保健施設又は、介護保険施設の職員に面談を行い、利用者に関する必要な情報の提供を行った上で居宅サービスを作成又は地域密着サービスに関する調整を行った場合。

- ・緊急時等居宅カンファレンス加算 2,042 円（月 2 回限度）

病院又は診療所の医師又は看護師等と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス又は地域密着サービスの利用に関する調整を行った場合。

- ・ターミナルケアマネジメント加算 4,084 円

医師が一般に認められている医学的知見に基づき、回復の見込みがないと診断された者で、24 時間連絡が取れる体制を確保し、利用者またはその家族の同意を得た上で、在宅でお亡くなりになった利用者（死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 日以上在宅訪問し、主治医などの助言を得つつ、利用者の状態やサービス変更の必要性などを把握、利用者への支援を実施する。

訪問により把握した利用者の心身の状況などの情報を記録し、主治医、ケアプランに位置づけした居宅サービス事業所などへ提供する。

- ・通院時情報連携加算 510 円（月 1 回限度）

- ① 利用者が病院又は診療所において医師の診察を受けるときに介護支援専門員が同席し、医師等に対して当該利用者の心身の状況や生活環境等の当該利用者に係る必要な情報の提供を行うとともに、医師等から当該利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合。
- ② 利用者の口腔衛生の状況等を適切に把握し、医療と介護の連携を強化した上でケアマネジメントの質の向上を図る観点から、利用者が歯科医師の診察を受ける際に介護支

援専門員が同席した場合。

- ・同一建物減算（所定単位数の 100 分の 95 に相当する単位数を算定）
- ① 利用者が居宅支援事業所と併設・隣接しているサービス付き高齢者向け住宅等に入居している場合や複数の利用者が同一の建物に入居している方を担当する場合。
(20 人以上)

（2）交通費（契約書第 8 条参照）

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費をいただきます。
前記（2）の交通費は、サービス利用終了時に、その都度お支払い下さい。

6. サービスの利用に関する留意事項

（1）サービス提供を行う介護支援専門員

サービス提供時に、担当の介護支援専門員を決定します。

（2）介護支援専門員の交替（契約書第 7 条参照）

①事業者からの介護支援専門員の交替

事業者の都合により、介護支援専門員を交替することがあります。
介護支援専門員を交替する場合は、ご契約者に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

⑦ ご契約者からの交替の申し出

選任された介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して介護支援専門員の交替を申し出ることができます。ただし、ご契約者から特定の介護支援専門員の指名はできません。

（3）介護サービス情報の公表

介護保険法第 115 条の 35 の規定により、利用者等が事業者を主体的かつ適切に選択できるよう直轄する政令市長にその情報を報告することとされており、報告を受けた政令市長はその内容を公表することとされています。情報開示につきましては以下の URL をご覧頂くことができます。

厚生労働省 介護事業所・生活関連情報検索 <http://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/>

7. 事故・問題発生時の対応

事故・問題が発生した場合、利用者の状態を確認し、必要な処置を行ないます。事故・問題の発生状況、利用者の状態については「事故発生報告書」に記録を残し、管理者より利用者ご家族に報告をします。また、必要に応じて関連部署、市町村にも連絡をします。なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

8. 苦情の受付について（契約書第17条参照）

（1）苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

○受付時間 毎週月曜日～金曜日

9：00～17：00

電話番号 011-826-6878 FAX 011-815-3373

また、苦情・相談内容については、「苦情（相談）対応記録」に記録を残し、具体的な改善方法を検討し、再発防止に努めています。

（2）行政機関その他苦情受付機関

各区 保健福祉課 (豊平区役所 相談窓口等)	所在地 札幌市豊平区平岸6条10丁目 電話番号 011-822-2400
札幌市役所介護保険課 (介護サービス苦情相談ダイアル)	所在地 札幌市中央区北1条西2丁目 電話番号 011-211-2972
国民健康保険団体連合会	所在地 札幌市中央区北2条西14丁目 国保会館 電話番号 011-231-5175

令和 年 月 日

指定居宅介護支援サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

医療法人ひらぎし在宅クリニックケアプランセンター

説明者職名 介護支援専門員

氏名 _____

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定居宅介護支援サービスの提供開始に同意しました。

利用者 住所 札幌市

氏名 _____

代理人 住所

氏名 _____

※この重要事項説明書は、厚生省令第38号（平成11年3月31日）第4条の規定に基づき、利
用申込者またはその家族への重要事項説明のために作成したものです。

（初版 平成30年 4月 1日）

（2版 平成30年 12月 17日）

（3版 令和1年 5月 1日）

（4版 令和1年 10月 1日）

（5版 令和2年 11月 1日）

（6版 令和3年 1月 1日）

（7版 令和3年 4月 1日）

（8版 令和3年 9月 1日）

（9版 令和3年 10月 1日）

（10版 令和4年 4月 1日）

（11版 令和6年 4月 1日）